

(案)

首里城公園における時間制入場管理システム導入業務契約書

沖縄県知事 (以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)との間において、次のとおり契約を締結する。

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、仕様書および質問回答書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の業務期間(以下「業務期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を甲に引き渡すものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、甲に対し、業務を遂行する上で必要と認められる説明を行うよう努めなければならない。
- 5 乙は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は第3項の指示若しくは甲と乙との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 6 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第14条の規定に基づき、甲と乙との協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 乙が設計共同体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(注意義務)

- 第2条 乙は、別紙の仕様書等に従い、業務を遂行しなければならない。

(業務期間)

第3条 契約締結日の翌日から令和8年2月13日までとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第4条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の保証)

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲が確実に認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

4 乙が第1項第3号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第56条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

7 沖縄県財務規則第101条に該当する場合は、契約の保証を免除し、この条第1項から第6項は適用しない。

(委託料)

第6条 甲は、第1条の規定に基づき乙に対して、金〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を乙に支払うものとする。

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、〇〇〇,〇〇〇円とする。

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

- 2 委託料の対象経費は仕様書のとおりとする。
- 3 乙は、甲から付託された委託料を委託業務以外の目的に使用してはならない。
- 4 甲は、第 1 項の適法な請求があったときは、請求を受けたときから 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 5 甲は、自己の責めに帰すべき事由により業務委託料の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。
- 6 契約保証金 金〇〇〇, 〇〇〇円

(委託料の変更)

第 7 条 契約締結後において、天災事変その他予測しがたい状況の変化により委託業務が履行できなくなったときは、その事情に応じ甲乙協議して委託料の額を変更する。

(再委託の制限)

- 第 8 条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
 - 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
 - 4 乙は、契約の一部を委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「簡易かつ容易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。
 - 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
 - 6 乙が第 1 項から第 4 項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(検査及び引渡し)

- 第 9 条 乙は、業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、成果物を添付して甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による業務完了報告書を受領したときは、10 日以内に乙の立会いの下、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検

査の結果を乙に通知しなければならない。

- 3 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内に契約業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき。
- (3) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約（一次又は二次下請以降の全ての下請契約をいう。以下この号において同じ。）、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 甲は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、乙に対し、損害賠償を請求することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第11条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(乙の解除権)

第 12 条 乙は、甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果、委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項により契約を解除した場合は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(不正行為等に対する措置)

第 13 条 甲は、乙が本契約に関して不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部監査を指示し、その結果を文書で甲に報告させることができるものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認められる時は、乙の施設等に立ち入ることができるものとする。

3 甲は、不正等の事実が確認できたときは、氏名及び不正等の内容を公表することができるものとする。

4 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができるものとする。

5 契約者のうち特定の者が第 1 項から第 3 項の規定に該当するときは、本条の規定に基づく措置は当該特定の者のみに適用されるものとする。

(紛争の解決)

第 14 条 この契約書の各条項において甲と乙とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他契約に関して甲と乙との間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合においては、紛争の処理に要する費用については、甲と乙とが協議して特別の定めをしたものを除き、甲と乙とがそれぞれ負担する。

2 甲又は乙は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う甲と乙との間の協議に第 1 項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。

(仕様書等の変更)

第 15 条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(個人情報の保護)

第 16 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第 17 条 この契約に関し疑義が生じたとき又は、この契約に定めのない事項については、
甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するために契約書を 2 通作成し、甲・乙両者記名押印のうえ、各自
1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1－2－2
沖縄県知事名

乙 ○○○○
○○○○○
○○○○ ○○○○